令和5年度 東京都児童相談所(相談部門)外部評価 小平児童相談所

評価結果

結果報告日	2024年3月31日
評価機関	株式会社 地域計画連合

<評価結果内容>

- 1. 大項目(第Ⅰ部~Ⅷ部)毎の論点の整理
- 2. 評価項目毎の評価ランク (第Ⅰ部~Ⅷ部毎の一覧)
- 3. 総括 (1. の内容を評価機関により編集)
 - ・「職員レベル」「児童相談所レベル」「設置自治体レベル」での整理 ・現状(※良い点含む)と取り組むべき課題について整理

評価機関 : 株式会社 地域計画連合

第 I 部 児童相談所の運営			
○組織体制			
म्बण्या [No.1] 児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	С		
『Minal [No.2] 組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	Α		
FIGURE [No.3] 職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	В		
○職員の資質向上·業務改善			
中國項目 [No.4] 児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	А		
म्ब्बा [No.5] 児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	А		
○情報管理に関する事項			
「Mo.6] 情報の取り扱いが適切に行われているか	А		
म्बण्या [No.7] 児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	В		
○児童虐待や児童相談所の業務に関する広報活動について			
^{評価項目} [No.8] 児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか	А		

第 I 部 児童相談所の組織 講評

【組織体制/職員の資質向上等/情報管理/児童虐待・児相業務の広報活動】

◆総評

▼応託・・・ハ平児童相談所は、管轄自治体が9市かつ広域であり、多子世帯が多いなどの傾向を有しているが、児童心理司に欠員はないものの、児童福祉司の欠員は大変厳しい状況にある。経験年数が浅い職員や、児童相談所の業務経験がない職員が多く、1児童相談所として対応可能な人員レベルに到底及んでいない。
・・併せて、他の児童相談所と比較しても職員数に応じた管理的職員の配置はなく、職員数111人(R5事業概要)から考えても、適切な組織的判断への影響が懸念される。職員規模に関わらず児童相談所を単にーユニットとして捉えた数ではなく、各部署の職員数に応じた管理的職員の適正配置が不可欠である。現場の努力では如何ともしがたい状況を理解し、都として早急な改善が必要である。

・こうした境遇にあって、小平児童相談所は、所長をはじめ、経営層、職員一人一人の職務に取り組む強い熱意によって支えられている。職員ヒアリングでも、限られた 時間を工夫しながらブロックチーフや経営層に対する相談・協議を経て支援方針を確認する手順によって、安心感を得たり、自信をもって子ども、保護者に働きかけるこ とが出来るといった声が多く聞かれた。

・援助方針の決定までは、個別協議、ブロック会議、援助方針会議という段階的な経過を経る組織決定の視覚化が図られている。特に、小平児童相談所の特色として、「子ども」に焦点が当てられており、援助方針会議が追認ではなく事例提出者と所長や経営層の応答がアセスメント中心で行われていることは、数値や実績として上げることができない事柄であるだけに高く評価できる。今後も是非継続してほしい。

・更に、都が主催する研修以外に、独自に自主勉強会を設け、一人一人の研鑚の機会を職員のニーズに応じて提供する姿勢は高く評価できる。

・非常勤弁護士や非常勤精神科医など、専門職へ早期に助言等を求めることにより、子どもや保護者に対する適切な支援につなげたり、トラブルを未然に防ぐ効果が発揮されている点も評価できる。児童福祉法第28条関連の申立件数も多いことから、非常勤弁護士が個別の事案の相談にとどまらず、援助方針会議へ参加をすることにより児童相談所の支援の幅が広がって行くと思われる。

・児童福祉司と児童心理司が同じフロアで働くことにより、声をかけ合ってよい人間関係を築き、チームワークを保っている。このことが、子どもや家庭に対する適切な支援に寄与していることが窺える。一方で、職員増による各スペースの狭隘化、面接室の確保などの労働環境の改善のみならず、決裁簿や外出時の表示など、小さな事務改善によって省力化が見込まれる点も少なくない。対人援助により力を注げる環境づくりに向けては、更なる努力が期待される。なお、時間外の家庭訪問時に相手が不在の場合には、業務時間内と同様の業務であっても超過勤務として認められない点は都の速やかな改善が必要である。

〇参考 評点の補足

【国基準に比べて職員数が不足している体制の改善】[No.1] ・全国の児童相談所では、都市部を中心として児童福祉司、児童心理司の適正配置に喫緊の課題であるが、小平児童相談所は都児童相談所の中でも大規模であり、 国基準では児童福祉司だけでなく児童心理司も不足し、欠員状況が継続している。近年、児童相談所が求められる支援活動は変化しており、児童相談所の使命を果た

国金子では7000年間は前にからいては、1000年では100万人というないが、北京の大きのでは100万分では100万の

【支援経過及び組織決定の視覚化、段階を踏んだ組織決定】[No.2]

【文接栓過及の組織決定の視見化、段階を踏んた組織決定』No.2] ・日々の対応、支援は、各ブロックのチーフを中心に行われており、組織としての援助方針の決定はブロック会議によるチーフやブロック職員らの助言等による精査及び 検討を踏まえた上で、援助方針会議で最終的な組織決定を行っている。慎重かつ詳細なアセスメントを加えて丁寧な支援方針の決定過程がある。各種マニュアルに 従って所定様式に落とし込みながら組織決定していく作業から、担当者自身が自信を持って対応できることにつながっているものと推察する。こうした支援経過及び組織 決定の中に、それぞれが多忙な中、時間を工夫しながら経営層とともに協議の場を持っていることは評価できる。

小平児童相談所の特徴的なことは、援助方針会議における事例提出者と経営層との応答にある。都児童相談所における援助方針会議は、その膨大な事例数から いっても事実上の方針決定は個別協議やブロック会議にあり、援助方針会議はどちらかと言えば追認の場になっている印象が否めないが、大切なアセスメントや別の視 点からの助言や問いかけが行われている。同席する新任職員に対する人材育成の観点からも有効なOJTとしての機能が発揮されており、目立つことではないものの高 く評価できることとして取り上げておきたい。

【職場環境としての法令順守と環境改善への取組】[No.3、No.4]
・他の都児童相談所と比較して職場の物理的スペースはあるものの、職員増に伴い個人スペースが減少し、職員一人当たりの床面積は労働安全衛生規則上は不足となっているため、フリーアドレス机の増加や工夫が望まれる。
・職員の行動予定や出張状況の確認は、手書きメモやホワイトボードなど複数の方法で行われているが、却って情報の重複や、ホワイトボードまで移動しないと他職員の状況が確認できないなど、ICT化推進の時代にあってアナログ的課題が見受けられる。
・現在、フリーアドレスや各種ICT化の取組の開始時期にあると思われるが、今後は先行児童相談所の取組成果等を把握しながら、対人援助の時間確保、事務の効率とは、日本の表表を表現している。

化に向けて改善を進めてほしい。

【必要な専門性の確保への取組】[No.5]

・都又は都児童相談センターが主催する研修以外に、小平児童相談所の地域性や実情に応じた独自の研修プログラムを計画的に実施していることは地域機関としての 専門性の確保、維持向上に効果的な取組である。

【ヒヤリハットの事案共有】[No.6]

・特に記録の紛失は起こしてなならない。小さな出来事、例えば個人情報をプリンターに置いたままや、不在時の記録の机上放置などを取り上げて、今年度途中からヒヤリハット事案として所全体で共有、周知していることの効果は自己評価の高さからも窺える。個人情報の持出簿への記載を徹底したこともよい取組である。

【児童記録の作成の遅れ】[No.7]

・児童記録は、実際の面接や訪問などに追いついていない状況にある。時間の経過とともに正確性に欠ける可能性があることに留意してほしい。

【児童相談所の業務に関する広報活動】[No.8] ・相互理解のためにはともに相手機関の業務や考え方を知ることが不可欠であることからも、所管9市と相互に会議等に出席している点は評価できる。

第Ⅰ	第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先		
評価項目	[No.9]	子どもへの向き合い方は適切であるか	А
評価項目	[No.10]	子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	А
評価項目	[No.11]	適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか	А
評価項目	[No.12]	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	А

第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先 講評

▼応許・・職員一人一人が、子どもの意向を尊重する姿勢が常にある。子どもの意向を確認するため、児童福祉司と児童心理司が連携して意向形成や表明の支援に当たり、援助方針を決定していく流れが定着している。援助方針会議においても、子どもの意向を中心に議論がなされており、この点は高く評価できる。

・ワンフロアーで児童福祉司と児童心理司が連携して協力し合い、限られた時間を見出しながら経営層とも協議を行っている。児童心理司は補完的意見ではなく、より積極的に支援に関わる姿勢が見られる。特に子どもの気持ちを重視した方針決定を導いていることが組織的に浸透している点は評価できる。

・各会議の場では、経営層と職員が子どもの権利擁護と最善の利益を最優先に対応にあたっている。今後は職員の経験の差によるばらつきが補完できるよう、子どもの 意見表明の機会の保障と子どもの気持ちを捉える観点を意識する取組(様式の工夫など)を期待したい。都は、児童相談所が利用しやすいように定型の様式に関して も、子どもの権利擁護を意識したものに作り替えることが望まれる。

・「子どもの権利擁護と最善の利益の優先」の自己評価はすべての項目の中で最も高いことも頷ける。引き続き、更なる支援の充実に向けて取組を進めてほしい。

〇参考 評点の補足

【子どもの心情や意見表明権の保障】[No.9]

支援方針の検討にあたっては「子ども」に焦点化していることが窺えるだけに、職員の経験値だけに頼らず、子どもの意見表明について学ぶ機会があるとよい。

【子どもに対するアンケート結果の分析と活用】[No.10]

・児童福祉施設入所中の児童へのアンケートでは、施設入所の理由の説明、子どもの権利ノートの説明の高評価に比べて、担当職員への「相談のしやすさ」「自分の気持ちを話せるか」の肯定的な意見は高くない点に留意されたい。また、在宅支援中の子ども及び保護者へのアンケートでも、「相談のしやすさ」「意見を受け止めてもらえたか」などが比較すると若干低い。この点についても自己検証が望まれる。

【子どもの権利を守る、意向を尊重する取組】[No.11、12] ・「子ども」に焦点化する視点を可視化するとなおよい。例えば、援助方針会議の様式で、子どもがどのようなことをどう理解したのか、どのような言葉や態度で気持ちを 表明したのか、といったことを意識するために項目などがあればよいのではないか。今後の取り組みを期待したい。

		評価項目 および 判断基準			
第Ⅱ	I部 子ど	もの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理			
()	通告·相談	対応			
評価項目	[No.13]	相談・通告の受付体制が確保されているか	А		
評価項目	[No.14]	家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか	В		
評価項目	[No.15]	各種相談への対応が適切に行われている	Α		
評価項目	[No.16]	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	Α		
	受理				
評価項目	[No.17]	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	Α		
評価項目	[No.18]	受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか	Α		
0					
評価項目	[No.19]	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	Α		
評価項目	[No.20]	一時保護の要否の判断や進行管理が適切に行えているか	Α		
○調査・アセスメント					
評価項目	[No.21]	必要な調査が行われ、記録等が適切に作成・保管されているか	В		
評価項目	[No.22]	アセスメントが適切に行われているか	Α		
評価項目	[No.23]	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	А		
評価項目	[No.24]	援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか	S		

™項目 [No.27] 在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか ○進行管理・援助方針等の見直し

──── [No.28] 指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか Δ 🎮 [No.29] 指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか Δ

○管轄する児童相談所の変更

PMM月日 [No.25] 援助方針の内容は適切か

भव्या [No.30] 児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか 第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 講評 【通告・相談対応/ 受理/ 子どもの安全確認・安全確保/ 調査・アセスメント /援助方針の策定

भव्याव [No.26] 区市町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか

/在宅指導 /進行管理・援助方針等の見直し /管轄児相の変更】

○在宅指導

・・援助方針の決定にあたっては、事前協議、ブロック会議を経て組織的決定という段階により、慎重に検討、協議が行われている。小平児童相談所における虐待相談

・援助方針の決定にのたっては、事前協議、プロック会議を経く組織的決定という技術により、慎重に検討、協議が行われている。ハ平児里相談所における虐信相談には、養護相談に占める割合がR3年度実績で82.2%と、都児童相談所全体の73.9%を大きく上回っている。きょうだい児、多子家庭に関わる事例も多く、様々な場面で苦慮する場面が少なくないが、都の手順に従って所全体のチームワークよく相談・通告に対応している。
・虐待通告ケースについては、援助方針会議などを通じて対応を組織的に確認し指示を出すなど、的確に進められており、一時保護中・施設等に措置中のケースについても定期的に組織的検討がされていた。個別のケース会議のみならず、援助方針会議において様々な職員が意見を闊達に出し、多様な角度からの検討がされており高く評価できる。ただ、所管9市との関係は、東京ルール、市との連携マニュアルにより円滑に行われているものの、市に対するアンケート結果では、要保護児童対策地域協議会への参加以外では全体的にやや厳しい結果となった点には留意してほしい。

・在宅支援ケースにおいて、支援までの期間が空くことにより保護者との連絡が取りにくくなる点には、より丁寧な対応が求められる。初期対応に比較すると、在宅事例 への支援が十分に対応できていない、個々の職員任せになっているといった声が聞かれた。近年の虐待相談・通告への対応に迅速化が求められていることに比して、 一定の安定化が見られる在宅事例は緊張感が緩む傾向にある。在宅支援は各市との連携によって成立することを再認識のうえ、改めて9市との関係性の構築に注力し てほしい。また、虐待事例の初期対応や家族再統合などの場面を乗り越えた先の在宅支援に場面が移ると、どうしても支援の頻度や関与が薄くなる傾向はどこにでもある。在宅事例を市に任せがち、或いは担当職員のみで進行管理するのではなく、組織として経過を把握しながら再アセスメントにより判断していく仕組みづくりなどの検 討が望まれる。

・非行相談やひきこもり、アルコールなどの諸問題についても、小平児童相談所では事例が多い。これらの点では、定期的な進行管理会議に小平市の保健師の出席を 得たり、逆に時機を逸することなく保健所の相談につなげるなど、複合施設の利点を活かした取組のほか、地域医療の中核的役割を果たす多摩あおば病院と連携が図 られていることは好事例となる特徴だろう。

5

S

C

В

Δ

〇参考 評点の補足

【相談・通告の受付体制の確保】[No.13]

- ・虐待通告・相談に対応する在席当番と地区担当当番がうまく機能している。ただ、昼休みなどの対応では組織的な対応が難しい面もあるため就業時間内と同様に、特 に新任職員のスキルアップを更に進めてほしい。

外国語での相談時にはポケトークや通訳アプリのなどの活用で対応しているが、十分に対応できていない面もあるため、障がい者(児)への対応も含め都としてサービ ス向上を進めてほしい。

【「愛の手帳」判定事務の遅れに対する対応】[№14] ・「愛の手帳」の判定は、予約から実施まで約4か月を要している。手帳の取得、療育相談も多いとはいえ、必要な医師の確保など、都として取り組むべき課題が多いこ とを指摘したい。

【受理会議の適切な開催、組織的な検討・判断】[No.17]

虐待通告に関しては、件数の多さから協議等に苦慮していると思われるが、緊急受理会議の実施、即時協議として対応している点は評価できる。

- 時保護の要否判断、組織的な進行管理】「No.20]

・援助方針会議時にて所定様式を用いて組織的に進行管理を行っている。ただ、一時保護について、保護日数が都児童相談所平均45.0日(R3年度実績)となっている。 一時保護の長期化は行き先不足のみとも言えない側面があると考えられる。進行管理としての3週間、40日などとともに、実際に短期間で解除できない理由等を把握す

ることも保護期間の改善に役立つと思う。 ・できるだけ速やかな親子分離又は在宅かといった方針の協議が行われるとよい。保護者の一時保護における意向確認の期限の設定についても、保護者の意に反す る場合の法的対応の趣旨を理解して対応することが望まれる。

【援助方針の検討から決定に至る段階を経た組織的決定プロセス】[No.23]

・必要に応じた協議、そしてブロック会議と援助方針会議を経て方針決定を行うという段階的な組織決定が見られる。都児童相談所共通の手順であるが、実質的にはブ ロック会議が方針協議の場であり、援助方針会議は承認の場とも言え、職員全員が出席していても活発な意見は事実上出ない。その点、小平児童相談所では経営層 からの人材育成を見据えた問いかけもあり、事例の提出者と出席者が組織として方針決定に参画する取組は評価できる。更に他の職員からも自由闊達な意見が出ると なおよい。

【児童福祉審議会への意見聴取】[No.24] ・児童福祉審議会への意見聴取は、児童相談所の方針決定をより適切に導き出す観点から外部の専門家から意見を受ける機会となる。児童相談所運営指針に示され ている事例はもとより、より積極的な活用が望まれる。児童相談所の認識だけでなく、都に対しては広く有益な活用が進むよう各児童相談所への周知及び提出様式など の改善が望まれる。

【区市町村への適切な援助方針説明、意見反映】[No.26]

・東京ルールに基づく対応が行われており、管内区からの児童相談所に対するアンケート結果も比較的良好である。しかし、職員ヒアリングでは、所管が9市と多岐にわたることから在宅サービスの違いなどにより苦慮する面があることが聞かれた。広域の9市を所管する以上、他児童相談所に比べればより在宅支援における市との連携の比重は大きい。児童相談所は市に対して専門的見地からの助言、コンサルテーション的役割を担うことが期待されるため、在宅支援に対する計画的な支援のあり 方についても検討を進めることが望まれる。

【在宅指導の保護者と子どもへの、具体的計画に基づく支援展開】[No.27]

- 児童福祉司指導における決定通知に記載する指導内容は包括的な表現が多いようだが、個別に児童や保護者との同意事項を具体的に示し、計画的に進めるとよい また、行政処分として行うものであり、指導内容は児童相談所が自らに課すものであることから、法的な意味を十分に理解することが必要である。子どもや保護者に対し ても、どのようなことを目的として、どの程度の頻度・期間で、どのようなことを行い、どうなったら見直しをするのか(たとえば、「子どもに対する安全確認を目的として、当 面1年間を目途に月1回の児童福祉司又は児童心理司との面接を行い、家庭の状況が安定して安全確認の必要性がなくなったら終了する。」など)の具体的な計画を立 てられるとよい

東京都ではワーキンググループを立ち上げ、指導内容を検討しているとのことなので改めて所全体で周知を図ることが望まれる。

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援と社会的養育の推進 ○援助方針の策定に関する調整 M [No.31] 社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか B ^{価項目} [No.32] 里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか ○社会的養護時における援助 🏁 INo.33】 里親や施設等が行う援助内容等に関する必要な確認・助言・支援等を行っているか(指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等) В Α ™™ [No.34] 援助方針の見直しが適切に行われているか MM項目 [No.35] 保護者との交流が適切に行われている M項目 [No.36] 里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事象が発生した場合に、適切に対応しているか Δ ○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長 Mm項目 [No.37] 措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか 珊珊 [No.38] 措置の解除後の援助について、十分に対応している Α ○児童自立生活援助等 平価項目 [No.39] 子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか M面項目 [No.40] 18歳以上の者に対しても、必要な支援等を行っているか Δ 平価項目 [No.41] 家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか Α 養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか M [No.42] ^{価項目} [No.43] 民間あっせん機関による養子縁組に対して、必要な支援を行っているか R

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援と社会的養育の推進 講評

【援助方針の策定に関する調整/ 社会的養護時における援助/ 一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長/ 児童自立生活援助等】

、 施設も里親も空きはほとんどなく、子どもに合った生活の場を選択する余裕のない実情がある。児童相談所が一人一人の子どもに適した援助方針(措置延長を含む) を策定するためには、里親、施設、自立援助ホームなどの受け皿が、いつの時点でも十分にあり、選択できるようになっている必要がある。定員の充足率だけでは必要 性は図れないだろう。児童心理治療施設の設置、里親・施設の拡充、民間あっせん機関と各児童相談所の連携体制の構築など、都としての早急な取り組みを進めてほ い。家庭養育優先の原則に基づく里親委託件数が伸び悩んでいる課題については、都としても里親登録が増加するよう、子どもの年齢に応じた里親登録に関する説 明会を実施するなどの工夫が必要である。

・更に小平児童相談所では、多子及びきょうだい児が多い傾向にあるため、きょうだいでありながら別々の施設に措置するという苦渋の方針を余儀なくされており、保護 者に対する説明にも苦慮している。一時保護の長期化につながる課題が多い中で、他児童相談所で効果を上げている施設担当の設置も人員的な問題から見送らざる を得ない。こうした支援に波及している問題を都としてしっかりと認識してほしい。親子分離という事態が生じることは、子どもにとっての負担が大きいものであり、せめて きょうだい分離とならない配慮が必要である。やむを得ずきょうだい分離になったとしても、頻回に面談ができるよう、都には支援体制拡充の取り組みが望まれる。

施設へのアンケートでは高くない結果となっている。人員不足が影響を与えている点があるにしても、児童福祉司と児童心理司の役割分担などより連携を深めた取組 を進めてほしい。

〇参考 評点の補足

【区児童相談所の設置と施設・里親の十分な定員確保】[No31][No32]

・施設の空きがなく措置先の選定が行えない。点や、児童心理治療施設の設置がなく、また子どもに合った施設を選択する余裕がない実情がある。 ・措置先の選定を適切に行うためには、施設の定員に余裕があることが必要である。区児童相談所の設置、都児童相談所の再編を見据えると、施設が人的余裕のある 区児童相談所を選択する可能性もあり、都は十分な定員を確保していく方策を進めてほしい。

【社会的養護時の援助と施設等との連携促進】[No.33][No.34]

自立支援計画の策定や見直しは、施設での作成を追認することが多い実情がある。子ども自身の意向を踏まえた作成に児童相談所として関与することが望まれる。

【保護者交流における手続きの適切さを担保する記録】[No.35]

子どもと保護者の交流は、子どもの権利擁護の観点から、例外を除いて積極的に行う必要があるが、この場合にも「子ども自身の意見(意向)」に注目する姿勢で対応 することが求められる

面会・通信制限の実績がないことは、その前段階で保護者の理解を得る努力を行っているとも言えるが、基本的な法的対応の解釈を理解しておくことが求められる。 画本 原目・明治のグストロングトロング (マンバイ) にんぼすい エア・マッカン・コン・レッション しゅんない、金本印な人はリオルング けいと さいここ かんじょく (まずは保護者の同意を得る努力、得られる場合には、口頭指導又は2号指導、得られなければ法的対応という3つに分けられる。手続的な適切さを担保するために、 ①措置によらない指導か2号指導か法に基づくのかという根拠、②保護者の同意の確認記録、③面会通信制限が組織として決定されていること、の3点を記録上に明 記することが望まれる。こうした点を踏まえて組織として理解しておくことが大切だろう。)

・自立援助ホームを利用する事例はほとんどないようだが、多くの場合、利用開始後は対応を施設に任せており、施設側からの働きかけも薄い現状がある。児童自立生 活援助事業の主体は児童相談所であり、自立援助ホームは児童相談所の委託を受けて実施していることから、今後必要なガイダンスを含め積極的に関わってほしい。 都内の自立援助ホームは計21か所あることからも、18歳以上の場合の適切な支援が望まれる。

【家庭的養育等への一層の取組】[No41][No42][No43]

里親認定や登録に関しては本庁と共に取り組んでいるが、委託可能な里親の確保に苦慮する場面がある。フォスタリング関係の取組は今年度に開始したばかりであ り、今後の展開を期待したい。

第V部 家族とのかかわり・家族への支援 講評

【子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取/ 保護者に対する指導・支援】

◆総評

▼ Note T できない。 ・子どもの措置に伴う保護者への説明等は、担当者の経験によっては差があるようだが、児童福祉司と児童心理司が中心となって概ね適切に行われている。しかし、保護者支援の自己評価では、子どもに対する支援と比較すると総じて低い。特に計画的な在宅指導の適切な実施には改善の余地がある。家庭毎の個別性を認識したうえで、児童福祉司指導に代表されるように、具体的内容を子どもや保護者に対して明示、説明することを心がけたい。児童福祉司指導は、行政処分であることの意味合いやそれにより行政側(児童相談所側)にも影響があることについても、改めて児童福祉司への周知徹底ができるとよい。

・保護者へのアドボケイトの観点からも、どのようなことを目的として、どの程度の頻度・期間で、どのようなことを行い、どうなったら見直しをするのかなど、当事者の事情に応じて具体的な計画を立てることが望まれる。

〇参考 評点の補足

【2号指導の決定通知書の記載の具体化】[No.45]

た名字の支援・指導の内容は組織決定によって実施されているが、2号指導の決定通知書の記載は抽象的で他に書面等が作成されていないため、支援・指導の内容が 客観的・明確でない点は改善が望まれる。虐待事例の場合に採る児童福祉司指導の内容は決定通知には包括的な表現が多いようだが、当事者が自分に何が求められているのか、わかるよう具体的な記載が期待される。個別に児童や保護者との同意事項を具体的に示した内容の確認も計画的に進められるとよい。

【親子関係の再構築及び家庭復帰以外の再構築】[No.46]

・家庭復帰ケースについては、担当者任せではなく、組織的な家庭復帰計画書に基づく計画的な親子交流及び再統合が行われるとよい。生活変化が大きな場面であり、児童心理司も深く関与した取組の実現が望まれる。また、必ずしも家庭復帰だけが再統合ではないことは周知のとおりであり、親子関係の継続のための交流などの再統合の観点も意識して取り組まれることを期待したい。

第VI部 区市町村や関係機関との連携 ○区市町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築 ^{価項目} [No.47] 関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか ○区市町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援 [No.48] 要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか Δ ^{価項目} [No.49] 区市町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか ○都道府県児童福祉審議会との連携 児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見聴取と報告は適切に行われているか **評価項目** [No.50] В

第VI部 区市町村や関係機関との連携 講評

【区市町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築/ 区市町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援/

都道府県児童福祉審議会との連携】

* では 管轄自治体が9市あるが、市の職員が援助方針会議に出席をしたり、個別ケース会議を重ねることで資質向上に関する取り組みが実施されており評価できる。 市や関 音報目の「MAN AND MAN AND 伝え支援する立場になることから、よりよい連携に向けた取組が進むことを期待したい。

・市との相互理解を進めていくために、日頃からの丁寧な関わりや人事交流、支援の並走ケースの設定、要保護児童対策地域協議会や各会議への相互参加などの積 み重ねを期待したい。互いに複数職員の出席や研修の相互乗り入れなどの検討も期待される。

・児童福祉審議会については、形骸化させず、各児童相談所の抱える複雑困難な事例を相談しやすくするための運用等の見直しが望まれる。同会活用の活性化のために必要な運用の整備等を都に求めると同時に、児童相談所としても外部からの意見聴取の必要性や有効性の理解が必要だと感じる。この点、小平児童相談所では、オンラインによる傍聴の機会を作ったことは評価できる。

〇参考 評点の補足

【市との相互理解を前提とする関係改善】[No.47] ・市や関係機関との連携については、個別ケース検討会議等において、関係機関とのカンファレンスで各機関の役割分担を確認した上で対応している。一方、所管9市 に対する児童相談所の対応のアンケート結果は、一部厳しい意見も見られるだけでなく、自己評価でも低い認識がある。全体として相互理解を前提に、関係の改善を進 めることが望まれる。

【要対協でのコンサルテーション機能の発揮】[No.48] ・市の組織体制に左右される面もあるとはいえ、児童相談所は要保護児童対策地域協議会においてコンサルテーション機能の発揮が期待されることから、今後の連携 促進を期待したい。

【市職員の資質向上への取組の期待】[No.49]

・市における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援は、都と共同して、児童相談所として行うべき支援が行えるような関係の改善が必要な状況に ある。

【児童福祉審議会の積極的活用に向けた体制整備】[No.50]

・児童福祉審議会への意見聴取は、児童相談所の援助決定の客観性と専門性の向上を図ることにより、子どもの最善の利益を確保しようとするものである。この趣旨を 踏まえて、最低限の提出だけでなく児童相談所として支援方針に外部意見を取り入れる意識で積極的に活用することが望まれる。児童相談所には外部専門家の意見を

小平児童相談所 外部評価 総評

【職員】

	現状・特に良いと思う点 取り組むべき課題		
I	厳しい人員体制にあって、小平児童相談所は、所長をはじめ、経営層、職員一人一人の職務に取り組む強い熱意によって支えられている。児童福祉司と児童心理司が同じフロアで働くことにより、声をかけ合ってよい人間関係を築き、チームワークを保っている。このことが、子どもや家庭に対する適切な支援に寄与していることが窺える。	職員増による各スペースの狭隘化、面接室の確保などの労働環境 の改善のみならず、決裁簿や外出時の表示など、小さな事務改善 によって省力化が見込まれる点も少なくない。対人援助により力 を注げる環境づくりに向けては、更なる努力が期待される。	
п	職員一人一人が、子どもの意向を尊重する姿勢が常にある。子どもの意向を確認するため、児童福祉司と児童心理司が連携して意向形成や表明の支援に当たり、援助方針を決定していく流れが定着している。児童福祉司と児童心理司が連携して協力し合い、限られた時間を見出しながら経営層とも協議を行っている。	児童福祉施設入所中の児童へのアンケート結果での担当職員への「相談のしやすさ」「自分の気持ちを話せるか」の肯定的な意見は高くない点に留意されたい。また、在宅支援中の子ども及び保護者へのアンケートでも、「相談のしやすさ」「意見を受け止めてもらえたか」の結果についても自己検証が望まれる。また、「子ども」に焦点化する視点を可視化する取組(会議様式への項目欄の追加等)があるとなおよい。	
Ш	虐待相談は、養護相談に占める割合がR3年度実績で82.2%と、都 児童相談所全体の73.9%を大きく上回っている。地域性からきょ うだい児、多子家庭に関わる割合が多く、様々な場面で苦慮する 場面が少なくないが、都の手順に従って所全体のチームワークよ く相談・通告に対応している。	在宅支援ケースにおいて、支援までの期間が空くことにより保護者との連絡が取りにくくなる点には、より丁寧な対応が求められる。虐待事例の初期対応や家族再統合などの場面を乗り越えた先の在宅支援に場面が移ると、どうしても支援の頻度や関与が薄くなる傾向に留意が必要である。	
IV	施設も里親も空きはほとんどなく、子どもに合った生活の場を選択する余裕のない実情がある。また、多子及びきょうだい児が非常に多いため、きょうだいでありながら別々の施設に措置するという苦渋の方針を余儀なくされる中、子どもの最善の利益を検討して取り組んでいる。	施設へのアンケートでは厳しい結果となっている。人員不足が影響を与えている点があるにしても、児童福祉司と児童心理司の役割分担など、より連携を深めた取組を進めてほしい。	
v	子どもの措置に伴う保護者への説明等は、担当者の経験によって は差があるようだが、児童福祉司と児童心理司が中心となって概 ね適切に行われている。	計画的な在宅指導の適切な実施には改善の余地がある。家庭毎の個別性を認識したうえで、児童福祉司指導に代表されるように、具体的内容を子どもや保護者に対して明示、説明することを心がけたい。	
VI	管轄自治体が9市あるが、市の職員が援助方針会議に出席をしたり、個別ケース会議を重ねることで資質向上に関する取り組みが実施されており評価できる。	市や関係機関との役割分担および連携は、東京ルールによって概 ね適切に運用されており、所管9市との連携にはそれぞれに独自 の課題が生じることも理解できるが、市のアンケートの中には厳 しい意見が見られる点には留意が必要である。	

【児相相談所】

	現状・特に良いと思う点	取り組むべき課題		
I	小平児童相談所の特色として、「子ども」に焦点が当てられており、援助方針会議が追認ではなく事例提出者と所長や経営層の応答がアセスメント中心で行われていることは、数値や実績として上げることができない事柄であるだけに高く評価できる。今後も是非継続してほしい。都が主催する研修以外に、独自に自主勉強会を設け、一人一人の研鑽の機会を職員のニーズに応じて提供する姿勢は高く評価できる。(再掲)	職員増による各スペースの狭隘化、面接室の確保などの労働環境 の改善のみならず、決裁簿や外出時の表示など、小さな事務改善 によって省力化が見込まれる点も少なくない。対人援助により力 を注げる環境づくりに向けては、更なる努力が期待される。(再 掲)		
п	援助方針会議においても、子どもの意向を中心に議論がなされており、この点は高く評価できる。特に子どもの気持ちを重視した方針決定を導いていることが組織的に浸透している点は評価できる。	児童福祉施設入所中の児童へのアンケート結果での担当職員への「相談のしやすさ」「自分の気持ちを話せるか」の肯定的な意見は高くない点に留意されたい。また、在宅支援中の子ども及び保護者へのアンケートでも、「相談のしやすさ」「意見を受け止めてもらえたか」の結果についても自己検証が望まれる。また、「子ども」に焦点化する視点を可視化する取組(会議様式への項目欄の追加等)があるとなおよい。(再掲)		
Ш	非行相談やひきこもり、アルコールなどの諸問題についても、定期的な進行管理会議に小平市の保健師の出席を得たり、逆に時機を逸することなく保健所の相談につなげるなど、複合施設の利点を活かした取組のほか、地域医療の中核的役割を果たす多摩あおば病院と連携が図られている点は評価できる。	近年の虐待相談・通告への対応に迅速化が求められていることに 比して、一定の安定化が見られる在宅事例は緊張感が緩む傾向に ある。在宅支援は各市との連携によって成立することを再認識の うえ、改めて9市との関係性の構築に注力してほしい。		
IV	施設も里親も空きはほとんどなく、子どもに合った生活の場を選択する余裕のない実情がある。また、多子及びきょうだい児が非常に多いため、きょうだいでありながら別々の施設に措置するという苦渋の方針を余儀なくされる中、子どもの最善の利益を検討して取り組んでいる。(再掲)	親子分離は、子どもにとっての負担が大きいものであり、せめてきょうだい分離とならない配慮が必要である。やむを得ずきょうだい分離になったとしても、頻回に面談ができるよう、取り組みが望まれる。		
v	子どもの措置に伴う保護者への説明等は、担当者の経験によって は差があるようだが、児童福祉司と児童心理司が中心となって概 ね適切に行われている。(再掲)	保護者へのアドボケイトの観点からも、どのようなことを目的として、どの程度の頻度・期間で、どのようなことを行い、どうなったら見直しをするのかなど、当事者の事情に応じて具体的な計画を立てることが望まれる。		
VI	市との相互理解を進めていくために、日頃からの丁寧な関わりや 人事交流、支援の並走ケースの設定、要保護児童対策地域協議会 や各会議への相互参加などの積み重ねを期待したい。互いに複数 職員の出席や研修の相互乗り入れなどの検討も期待される。	児童福祉審議会については、児童相談所としても外部からの意見 聴取の必要性や有効性の理解が必要であると感じる。		

【設置自治体】

	現状・特に良いと思う点	取り組むべき課題		
I	援助方針の決定までは、個別協議、ブロック会議、援助方針会議 という段階的な経過を経る組織決定の視覚化が図られている。	管轄自治体が9市かつ広域であり、多子世帯が多いなどの傾向を有しているが、児童福祉司の欠員は大変厳しい状況にある。併せて、職員数に応じた管理的職員の適正配置が不可欠である。現場の努力では如何ともしがたい状況を理解し、都として早急な改善が必要である。		
П	援助方針会議においても、子どもの意向を中心に議論がなされており、この点は高く評価できる。特に子どもの気持ちを重視した方針決定を導いていることが組織的に浸透している点は評価できる。	都は、児童相談所が利用しやすいように定型の様式に関しても、 子どもの権利擁護を意識したものに作り替えることが望まれる。		
ш	援助方針の決定にあたっては、事前協議、ブロック会議を経て組織的決定という段階により、慎重に検討、協議が行われている。虐待通告ケースについては、援助方針会議などを通じて対応を組織的に確認し指示を出すなど、的確に進められており、一時保護中・施設等に措置中のケースについても定期的に組織的検討がされていた。	在宅事例を市に任せがち、或いは担当職員のみで進行管理するのではなく、組織として経過を把握しながら再アセスメントにより判断していく仕組みづくりなどの検討が望まれる。		
IV	施設も里親も空きはほとんどなく、子どもに合った生活の場を選択する余裕のない実情がある。また、多子及びきょうだい児が非常に多いため、きょうだいでありながら別々の施設に措置するという苦渋の方針を余儀なくされる中、子どもの最善の利益を検討して取り組んでいる。(再掲)	親子分離は、子どもにとっての負担が大きいものであり、せめてきょうだい分離とならない配慮が必要である。やむを得ずきょうだい分離になったとしても、頻回に面談ができるよう、都には支援体制拡充の取り組みが望まれる。		
v	子どもの措置に伴う保護者への説明等は、担当者の経験によって は差があるようだが、児童福祉司と児童心理司が中心となって概 ね適切に行われている。(再掲)	2号指導の決定通知書の記載は抽象的で他に書面等が作成されて いないため、支援・指導の内容が客観的・明確でない点は改善が 望まれる。虐待事例の場合に採る児童福祉司指導の内容は、当事 者が自分に何が求められているのか、わかるよう具体的な記載が 期待される。		
VI	市との相互理解を進めていくために、日頃からの丁寧な関わりや 人事交流、支援の並走ケースの設定、要保護児童対策地域協議会 や各会議への相互参加などの積み重ねを期待したい。互いに複数 職員の出席や研修の相互乗り入れなどの検討も期待される。(再 掲)	児童福祉審議会については、形骸化させず、各児童相談所が抱える複雑困難な事例を相談する仕組みづくりができるよう、運用等の見直しが望まれる。都に対して、同会の活性化のために必要な運用の整備等を求める。		

■評価基準

評点	<評価項目> の 評価基準
S	優れた取組が実施されている
	他児童相談所が参考にできるような取組が行われている状態
Α	適切に実施されている
	よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
В	やや適切さに欠ける
	「A」に向けた取組の余地がある状態
С	適切ではない、又は実施されていない
	「B」以上の取組となることを期待する状態